

令和5年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

3

(訪問看護、介護予防訪問看護、  
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

資 料

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3  
(訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

## 〔 目 次 〕

① 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？.....	1
② 医療保険の訪問看護が適用される場合は？.....	3
③ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について.....	4
④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合に ついて.....	8
⑤ 開催が必要な委員会及び研修等について.....	9
⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携について.....	12

① 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

以下は、昨年度実施した運営指導の事項別是正改善指導状況の概要です。  
 条例や通知等確認のうえ、今後の業務に役立ててください。

No.	指 摘 事 項	運営指導（実地指導）時の状況	指 導 内 容
1	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	指定訪問看護の提供開始後に訪問看護計画書に対する利用者の同意を得て交付していた事例があった。	訪問看護計画書に対する同意は、指定訪問看護提供開始までに得ること。また、同意後速やかに交付すること。 なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等の必要事項を記録しておくこと。
2	変更の届出等	平面図について、訪問看護事業所と訪問介護事業所の位置を入れ替えていたとのことで、届出の内容と現況が異なっているにもかかわらず届出が出されていない。	事業所の平面図に変更が生じた場合は、速やかに指定事項等変更届を提出すること。 また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。
3	指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	介護予防訪問看護計画書において、サービスの提供を行う期間の記載がない。	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成すること。
4	内容及び手続の説明及び同意	令和3年度報酬改定に伴う同意を得ていない利用者がいた。聴き取りによると、令和2年度の医療保険による訪問看護のみの利用者について、令和3年度は介護保険による訪問看護の利用もあり、手続きが漏れてしまったとのことだった。	報酬改定に伴う利用料金変更の同意は、改定後の料金によるサービス提供開始前までに得ておくこと。
5	初回加算	要介護から要支援へ変更となった利用者に対しては、新たに介護予防訪問看護計画書を作成した上で初回訪問を行った場合に初回加算を算定できるが、介護予防訪問看護計画書を作成していない事例があった。	本事例における初回加算の算定は不適切な請求となるため、他に同様の事例について自主点検を行い、該当するものについては当該事例とともに過誤調整により対応すること。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3  
 (訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

No.	指 摘 事 項	運営指導（実地指導）時の状況	指 導 内 容
6	長時間訪問看護への加算	特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）ではない者に対し、1時間30分以上となる訪問看護を行った場合に本加算を算定していた。	本加算の対象者は特別な管理を必要とする者として厚生労働大臣が定める状態にある者が対象であることから、当該状態に該当しない利用者にかかる本加算の算定は不適切な請求となるため過誤調整を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検の上、該当する事例があった場合についても過誤調整により対応すること。
7	業務継続計画の策定等	業務継続計画の策定等について、不十分な点があった。	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるように、業務継続計画の策定等、必要な措置を講じること。 なお、業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であっても、より早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
8	衛生管理等	感染症の予防及びまん延防止のための対策について、不十分な点あった。	指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じること。 なお、感染症の予防及びまん延の防止のための対策のうち、令和6年3月31日まで努力義務とされているものについては、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
9	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、不十分な点があった。	虐待の発生又はその再発を防止するように、必要な措置を講じること。 なお、虐待の防止のための措置については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。

**② 医療保険の訪問看護が適用される場合は？**

要支援、要介護者であっても、厚生労働大臣が定める疾病などは、介護保険ではなく、医療保険の給付対象となります。

介護保険	医療保険
<p>■65歳以上（第1号被保険者）                      要支援1～2、要介護1～5に認定されていること</p> <p>■40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）                      要支援・要介護に認定され16特定疾病(※注1)に該当していること</p> <p>※「16特定疾病」に該当する場合であっても、右記◇部分のいずれかに該当する場合は、医療保険が適用されます。</p> <p>※注1 16特定疾病                      (介護保険法施行令第2条)</p> <p>①末期の悪性腫瘍、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗しょう症、⑥初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等)、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等)、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎)、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>	<p>■40歳未満の医療保険加入者</p> <p>■40歳以上65歳未満の16特定疾病患者以外の者</p> <p>■65歳以上で要支援・要介護に該当しない者</p> <p>■要支援・要介護者のうち以下の場合</p> <p>◇末期の悪性腫瘍</p> <p>◇厚生労働大臣が定める疾病(※注2)</p> <p>◇急性増悪等により頻回の訪問看護を行う旨の特別訪問看護指示の日から14日以内</p> <p>※注2 厚生労働大臣が定める疾病                      (利用者等告示94号・四)</p> <p>①多発性硬化症、②重症筋無力症、③スモン、④筋萎縮性側索硬化症、⑤脊髄小脳変性症、⑥ハンチントン病、⑦進行性筋ジストロフィー症、⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、⑨多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、⑩プリオン病、⑪亜急性硬化性全脳炎、⑫ライソゾーム病、⑬副腎白質ジストロフィー、⑭脊髄性筋萎縮症、⑮球脊髄性筋萎縮症、⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎、⑰後天性免疫不全症候群、⑱頸髄損傷、⑲人工呼吸器を使用している状態</p>

### ③ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について

令和3年度に掲載した内容を再掲いたします。

**※理学療法士等が行う訪問看護については、実施した内容を訪問看護報告書(別紙2)に添付(別紙様式2-(1))することが求められることとなりました。**

(1) 厚生労働省通知

- ① 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(抄)(平成12年3月30日老企第55号)厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知
- ② 別紙様式1(訪問看護計画書)、別紙様式2(訪問看護報告書)、別紙様式2-(1)(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の詳細)

[ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ しごと・事業者

→ 介護保険サービス事業者

→ 制度改正・報酬改定

→ 令和3年度介護報酬改定について

→ (リンク先) 令和3年度介護報酬改定について(厚生労働省ホームページ)

リンク先のページ(令和3年度介護報酬改定について)の「介護報酬改定に関する通知」の上から46番目のファイルが①、47番目が②です。

- ①→ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて〔64KB〕
- ②→ 別紙様式1(訪問看護計画書)、別紙様式2(訪問看護報告書)、別紙様式2-(1)(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の詳細)〔205KB〕

(2) 下関市における指導基準

訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、実地指導等では国が定める運営基準のほか次の記載事項についても確認しています。国が示す標準様式で不足する項目は追記する等により各事業所にて対応願います。

- ・ 作成日、作成者<sup>※標準様式にあり</sup>及び説明者の記載があるか。
- ・ 訪問看護計画書について、作成日、利用開始日、交付日は整合しているか。利用者の同意後は速やかに交付することとし、当該交付はサービス提供開始前であること。
- ・ 訪問看護計画書について、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面で確認できるか。  
「上記について説明を受け同意のうえ、交付を受けました」等の明確な文言があること。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3  
 (訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

従来から変更なし

別紙様式1 **訪問看護計画書**

利用者氏名①	①「利用者氏名」「生年月日」「要介護認定の状況」及び「住所」の欄には必要な事項を記入すること。	生年月日①	年 月 日 ( ) 歳
要介護認定の状況①		要支援(1 2)	要介護(1 2 3 4 5)
住所①			
看護・リハビリテーションの目標②			
②主治の医師の指示、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、利用者の療養上の目標として、看護・リハビリテーションの目標を設定し、記入すること。			
年月日③	問題点・解決策④	評価④	
③「年月日」の欄には訪問看護計画書の作成年月日及び計画の見直しを行った年月日を記入すること。	④看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での問題点及び解決策並びに評価を具体的に記入すること。なお、「評価」の欄については、初回の訪問看護サービス開始時においては、空欄であっても差し支えない。		
衛生材料等が必要な処置の有無⑤		有・無	
処置の内容⑤	衛生材料(種類・サイズ)等⑤	必要量⑤	
⑤衛生材料等が必要になる処置の有無について○をつけること。また、衛生材料等が必要になる処置がある場合、「処置の内容」及び「衛生材料等」について具体的に記入し、「必要量」については1ヶ月間に必要となる量を記入すること。			
備考(特別な管理を要する内容、その他留意すべき事項等)⑥			
⑥「備考」の欄には特別な管理を要する内容、その他留意すべき事項等を記載すること。			
作成者① ⑦	氏名:	職種: 看護師・保健師	
作成者② ⑦	氏名:	職種: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
⑦「作成者①②」の欄にはそれぞれ氏名を記入し、併せて看護師若しくは保健師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士のうちそれぞれ該当する職種について○をつけること。なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定訪問看護を提供する場合には、「作成者①②」の両方に記入すること。			

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護又は看護サービスの提供を実施いたします。

年 月 日

事業所名  
管理者氏名

殿

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3  
 (訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

ほぼ変更なし。(④の記載「看護・リハビリテーションの内容」→「看護の内容」)  
 (⑩の作成者「理学療法士等の欄」→「なし」)

別紙様式2

訪問看護報告書

利用者氏名①	①「利用者氏名」「生年月日」「要介護認定の状況」及び「住所」の欄には必要な事項を記入すること。	生年月日①	年 月 日 ( ) 歳											
要介護認定の状況①		要支援(1 2)	要介護(1 2 3 4 5)											
住所①														
訪問日②		年 月	年 月											
② イ 指定訪問看護を実施した年月日を記入すること。 ロ 指定訪問看護を行った日に○を印すこと。なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合は◇、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印とすること。	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	29	30	31								
	訪問日を○で囲むこと。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合は◇、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した日は△で囲むこと。緊急時訪問を行った場合は×印とすること。なお、右表は訪問日が2月にわたる場合使用すること。													
	病状の経過③	③利用者の病状、日常生活動作(ADL)の状況等について記入すること。												
看護の内容④	④実施した指定訪問看護の内容について具体的に記入すること。													
家庭での介護の状況⑤	⑤利用者の家族等の介護の実施状況、健康状態、療養環境等について必要に応じて記入すること。													
衛生材料等の使用量および使用状況⑥	⑥指定訪問看護における処置に使用した衛生材料等の名称、使用及び交換頻度、1ヶ月間における使用量を記入すること。													
衛生材料等の種類・量の変更⑦	⑦衛生材料等の変更の必要性の有無について○をつけること。変更内容は、利用者の療養状況を踏まえた上で、処置に係る衛生材料等の種類・サイズ・量の変更が必要な場合に記入すること。必要量については、1ヶ月間に必要となる量を記入すること。													
特記すべき事項⑧	⑧上記の②～⑤までの各欄の事項以外に主治医に報告する必要がある事項を記入すること。													
作成者⑩	氏名:	職種: 看護師・保健師												

⑩「作成者」の欄にはそれぞれ氏名を記入し、併せて看護師若しくは保健師のうち該当する職種について○をつけること。なお、**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定訪問看護を提供した場合には、「別紙様式2-(1)」を添付すること。**

上記のとおり、指定訪問看護又は看護サービスの提供の実施について報告いたします。

年 月 日

事業所名  
 管理者氏名

殿

⑨継続して指定訪問看護を提供している者のうち、当該月に1回しか指定訪問看護を実施しなかった場合には、訪問毎に記入する記録書(記録書Ⅱ)の複写を報告書として差し支えないこと。



令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》3  
 (訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)

理学療法士等が訪問看護を実施した場合に、訪問看護報告書(別紙2)+本様式を添付

別紙様式2-(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の詳細

別添

利用者氏名										
日常生活自立度	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	
認知症高齢者の日常生活自立度	自立	I	II a	III b	III a	III b	IV	M		
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った訪問看護、家族等への指導、リスク管理等の内容										
評価	項目	自立	一部介助	全介助	備考					
	食 事	10	5	0						
	イスとベッド間の移乗	15	10 ← 視下							
		座れるが移れない→	5	0						
	整 容	5	0	0						
	トイレ動作	10	5	0						
	入 浴	5	0	0						
	平地歩行	15	10 ← 歩行器等							
		車椅子操作が可能→	5	0						
	階段昇降	10	5	0						
	更 衣	10	5	0						
	排便コントロール	10	5	0						
	排尿コントロール	10	5	0						
	合計点					/100				
	コミュニケーション									
	参加	家庭内の役割								
		余暇活動 (内容及び頻度)								
		社会地域活動 (内容及び頻度)								
		終了後に行いたい 社会参加等の取組								
	看護職員との連携状況、 看護の視点からの利用者の 評価									
特記すべき事項										
作成者	氏名:				職種:	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士				

**④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合について**

令和3年度制度改正により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から5単位減算することとされました。

- ・入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たな利用が開始されたものとする。
- ・令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである。

以下、厚生労働省のQ&Aを掲載します。

＜令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 3)・問13＞

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護について、当該事業所においてサービスを継続しているが、要介護認定の状態から要支援認定へ変更となった場合の12月の取扱如何。

法第19条第2項に規定する要支援認定の効力が生じた日以降で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による当該サービスを利用開始した日が属する月をもって、利用が開始されたものとする。ただし、要支援の区分が変更された場合(要支援1から要支援2への変更及び要支援2から要支援1への変更)はサービスの利用が継続されているものとみなす。

＜令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 6)・問4＞

介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問については、12月以上継続した場合の減算起算の開始時点はいつとなるのか。また、12月の計算方法は如何。

- ・ 当該サービスを利用開始した日が属する月となる。
- ・ 当該事業所のサービスを利用された月を合計したものを利用期間とする。

## ⑤ 開催が必要な委員会及び研修等について

令和3年度制度改正により、訪問看護事業所にて、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。

※経過措置：令和6年3月31日までの間は努力義務

### ○業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるように、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。

#### 1. 業務継続計画について

《業務継続計画への記載項目》

- 感染症に係る業務継続計画
  - ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
  - ② 初動対応
  - ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- 災害に係る業務継続計画
  - ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
  - ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
  - ③ 他施設及び地域との連携

※各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

[掲載場所]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureiha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureiha/taisakumatome_13635.html)

#### 2. 研修について

- ① 研修の内容：感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容  
平常時の対応の必要性や、緊急時の対応

②研修の頻度：年1回以上及び新規採用時

※研修の実施内容等については、記録すること。

### 3. 訓練（シミュレーション）について

①訓練の内容：業務継続計画に基づいた事業所内の役割分担の確認

感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等

②訓練の頻度：年1回以上

## ○感染対策について

訪問看護事業所において、感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が義務付けられました。

### 1. 感染対策委員会の設置

①構成メンバー：感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種

②開催頻度：6月に1回以上、及び感染症が流行する時期等

※構成メンバーの責務及び役割を明確にすること。

※感染対策担当者を決めておくこと。

※委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること。

### 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定

#### 《指針への規定項目》

##### ・平常時の対策

①事業所内の衛生管理（環境の整備等）

②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

##### ・発生時の対応

①発生状況の把握

②感染拡大の防止

③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携

④行政等への報告等

※各項目の記載内容については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

[掲載場所]

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

### 3. 研修について

- ①研修の内容：感染対策の基礎的内容等  
 指針に基づいた衛生管理や衛生的なケアの内容
  - ②研修の頻度：年1回以上及び新規採用時
- ※研修の実施内容等については、記録すること。

### 4. 訓練（シミュレーション）について

- ①訓練の内容：指針及び研修内容に基づいた事業所内の役割分担の確認  
 感染対策をした上でのケアの演習等
- ②訓練の頻度：年1回以上

## ○虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

詳細につきましては、令和3年度集団指導《共通編》65頁に掲載しておりますので、ご確認ください。

## <参考>

	委員会	指針・計画	研修	訓練
業務継続計画 (BCP)		業務継続計画作成 (災害・コロナ)	年1回以上及び 新規採用時※3	年1回以上※4
感染対策	6月に1回以上※1, 2 及び感染が流行する 時期は必要に応じて	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	年1回以上
虐待防止	定期的※1, 2 (指針等に定める頻度)	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	

※1 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営して差し支えない。

※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

※3 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策の研修と一体的に実施して差し支えない。

※4 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策の訓練と一体的に実施して差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施して差し支えない。

**⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携について**

訪問看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し、訪問看護サービスを提供する場合は、事前に市への届出が必要です。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携契約

2 指定事項等変更届の提出

- ・指定事項等変更届
- ・契約書の写し
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問看護・介護予防訪問看護)
- ・(別紙24) 訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

(別紙1-1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問看護・介

異動区分	1：新規 2：変更 3：終了 ※更新申請時に従前と変更がない場合は異動区分欄は記入不要
適用開始年月日	年 月 日

※ すべての項目に対し該当する箇所を■にしてください。

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当
□ 13 訪問看護	<input type="checkbox"/> 1 訪問看護ステーション <input type="checkbox"/> 2 病院又は診療所 <input checked="" type="checkbox"/> 3 定期巡回・随時対応サービス連携	/	特別地域加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/>
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) <input type="checkbox"/> 1 非該当
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) <input type="checkbox"/> 1 非該当
			緊急時訪問看護加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/>
			特別管理体制 <input type="checkbox"/> 1 対応不可
			ターミナルケア体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/>
			看護体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/>
			サービス提供体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ(イ及ロ)
			<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ(ハのイ)

(別紙24)

令和 年 月 日

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更 <input type="checkbox"/> 3 終了
3 施設等の区分	<input type="checkbox"/> 1 訪問看護事業所(訪問看護ステーション) <input type="checkbox"/> 2 訪問看護事業所(病院又は診療所)
連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
事業所名	事業所番号